

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月9日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	小坂町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.town.kosaka.akita.jp/machinososhiki/somuka/somukanzaihan/3/1966.html">https://www.town.kosaka.akita.jp/machinososhiki/somuka/somukanzaihan/3/1966.html</a>

執行機関名 小坂町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)による福祉医療費の支給に関する事務(高齢身体障害者)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月15日条例第30号)別表第1 第1の項 小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)による福祉医療費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	小坂町福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、小坂町(以下「町」という。)に居住地を有する乳幼児及び小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、 <u>高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者、妊産婦の 心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範

小坂町福祉医療費支給要綱(平成27年小坂町告示第44号)